

文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）及び宝塚文化創造館に係る 指定管理者選定の方針について

1 対象施設の概要について

ア ベガ・ホール

開館年月日 昭和 55 年(1980 年)8 月 21 日

公立ホールでは西日本初の音楽専用ホールとして開館以降、響きの良さから演奏家や音楽関係者から評価の高い施設であり、コンクールやコンサートなど音楽を中心とした文化芸術事業の実施により「音楽のあるまちづくり」を推進している。

イ ソリオホール

開館年月日 平成 5 年(1993 年)4 月 15 日

多目的ホールとカルチャー教室（会議室）を併せ持つ施設として開館以降、立地の良さや音響・照明設備の充実により、舞台公演や映画会、展覧会、講演会など多目的ホールの強みを生かし、幅広い分野の文化芸術事業を展開している。

ウ 宝塚文化創造館

開館年月日 平成 21 年(2009 年)4 月 25 日

宝塚歌劇が生み出した文化を礎とする舞台芸術を中心とした新たな文化活動の振興並びに新たな魅力づくりによる集客及び交流を図ることを目的に、舞台芸術に特化したワークショップや歌劇ゆかりの事業を行うほか、すみれミュージアムを併設し、「新たな宝塚文化の創造の場」として展開している。

※上記ア及びイについて、宝塚市文化財団設立（平成 6 年(1994 年)）後、同財団が管理運営業務の委託先となり、指定管理者制度導入後は指定管理者として施設の管理運営を担っている。また、ウについては、2 年間の市直営運営による暫定開館を経て、同財団が指定管理者として施設の管理運営を担っている。

エ 各施設の設置管理条例について

宝塚市立文化施設条例及び宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）条例において、以下のとおり規定されている。

宝塚市立文化施設条例（抜粋）

（指定管理者の指定）

第18条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)条例 (抜粋)

(指定管理者の指定)

第18条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

オ これまでの選定経過について

これまでの指定管理者の選定においては、文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）については、指定管理者制度導入後に 2 回、文化創造館については、開館当初に、宝塚市立文化施設条例及び宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）条例に規定する「特別の事由があると認める」ものとして非公募での選定を行ってきた。

その後、平成 26 年度(2014 年度)から平成 30 年度(2018 年度)の指定期間については、平成 20 年度(2008 年度)の選定時における市議会からの附帯決議（「市は、次回の指定管理者選定時には、公募による選定を行うことを検討すべきである。」）を受けて、3 施設まとめて初めて公募を行ったが、応募者は宝塚市文化財団（以下「文化財団」という。）のみであった。公募の際には、施設見学会に参加した業者にもヒアリングを行い、「施設が比較的小規模であったため利潤が望めないこと」が応募しなかった主たる原因であることが判明している。

また、令和元年度（2019 年度）からの現在の指定期間については、再度、「特別の事由があると認める」ものとして非公募での選定を行っている。

これまでの選定経過

1 文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）

- | | |
|---|-------------|
| (1) 指定期間：平成 18 年度(2006 年度)～19 年度(2007 年度) | 附則規定により非公募 |
| (2) 指定期間：平成 20 年度(2008 年度) | 特別の事由により非公募 |
| (3) 指定期間：平成 21 年度(2009 年度)～25 年度(2013 年度) | 特別の事由により非公募 |
| (4) 指定期間：平成 26 年度(2014 年度)～30 年度(2018 年度) | 公募 |
| (5) 指定期間：令和元年度(2019 年度)～5 年度(2023 年度) | 特別の事由により非公募 |

2 宝塚文化創造館

- | | |
|---|-------------|
| (1) 指定期間：平成 23 年度(2011 年度)～25 年度(2013 年度) | 特別の事由により非公募 |
| (2) 指定期間：平成 26 年度(2014 年度)～30 年度(2018 年度) | 公募 |
| (3) 指定期間：令和元年度(2019 年度)～5 年度(2023 年度) | 特別の事由により非公募 |

2 選定方針について

文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）及び宝塚文化創造館の次期指定期間（令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から令和 11 年(2029 年)3 月 31 日まで）における指定管理者の選定については、「非公募」で行うものとする。

3 指定管理者の選定を非公募で行う根拠について

今回の文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）及び宝塚文化創造館の指定管理者については、下記取扱い（宝塚市指定管理者制度運用方針2-(2)-イ）を適用する。

宝塚市指定管理者制度運用方針（抜粋）

2 指定管理者制度への本市の対応について

(2) 公募・非公募の取扱い

指定管理者の選定に当たっては公募を原則とするが、次に掲げる場合は、非公募とすることができるものとする。

ア 地域に密着した公の施設で、地域の団体による管理が市民サービスの提供に有利である場合

イ 施設の管理運営に当たり、当該指定管理者の長期継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積等を特に必要とし、指定管理者の変更になじまない場合

ウ 緊急に指定管理者を指定する必要がある、公募を行う時間がない場合

エ 公募による応募がない場合

オ その他、公募を行わない合理的な理由がある場合

4 文化財団を非公募とする理由について

(1) 設立意義について

文化財団は、「地域住民の自主的な参加を得て、地域の文化活動の振興に資する事業を行うとともに、地域住民にすぐれた芸術文化を提供し、もって地域文化の創造及び発展に寄与すること」を目的として、平成6年(1994年)に市が全額出捐（総額401,491,090円）し、設立した。

財団法人宝塚市文化振興財団設立趣意書（一部抜粋）

市民の文化活動をより盛んにし、これまでの宝塚文化を守り、明日の宝塚文化を育むための施策を展開し、さらに、安定的、継続的な財政基盤を整備し、かつ、民間活力も積極的に取り入れ、市民が主体となる都市文化を育む都市づくりに取り組み、地域住民に「夢」を与えることができるよう、ここに、その推進、展開の母体となる「財団法人宝塚市文化振興財団」を設立しようとするものである。

平成24年度(2012年度)からは、一般財団法人から公益財団法人に移行しており、文化振興における公益活動を中心に、芸術文化鑑賞事業等の開催、地域の芸術文化活動の育成及び援助、地域の文化に関する情報の収集及び提供、芸術文化施設の管理運営の事業を展開している。

(2) 「宝塚市文化芸術振興基本計画」における位置づけについて

一方、本市においては、平成25年(2013年)に制定した「宝塚市民の文化芸術に関す

る基本条例」に基づき、平成 27 年(2015 年)に「宝塚市文化芸術振興基本計画」を策定し、本市の将来都市像として「創造力を育む 文化芸術の薫り高い 宝塚」を掲げ、計画実現に向けての推進体制において文化財団を文化芸術振興の推進母体とする旨、明文化している。

また、令和 3 年(2021 年)7 月に策定した「第 2 次宝塚市文化芸術振興基本計画」においては、今後 10 年間の取組の方向性に、新たに「発展させる」を加え、「文化芸術の持つ創造性を生かし、産業振興や地域活性化の取組を行うことで、持続可能なまちづくりを進め」ることを目指すとともに、「他分野（観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等）との連携の充実」及び「産業振興、地域活性化に資する事業の促進」に取り組むことを主軸としている。

本基本計画を具現化し、推進していくためには、本市における各分野の関係団体や関係機関との連携がますます重要となることから、引き続き、文化財団を「長期的により安定した文化芸術振興の推進母体として、文化芸術振興の中心的役割を担」っていくことを明記しているところである。

以上のことから、本市の文化芸術の基幹施設であるベガ・ホール、ソリオホール、宝塚文化創造館については、条例並びに基本計画の主旨に沿って、文化財団が、今後も引き続き、管理運営を行うことで、文化芸術振興の推進母体としての役割を發揮できるものとする。

第 2 次宝塚市文化芸術振興基本計画（抜粋）

文化財団は、長期的により安定した文化芸術振興の推進母体として、文化芸術振興の中心的役割を担います。公共の文化施設の運営に留まらない広い視野を持って、専門的なノウハウや経験、ネットワークを活かした支援を行います。

（3） 長期継続的な事業運営について

文化財団は、芸術文化事業を振興する法人として、市が設立し、29 年経過した今も、本市の文化芸術振興を図るうえで重要な役割を担っており、これまで、「伝統芸能フェスティバル」や「宝塚市展」「宝塚芸術展」「市民合唱祭」などの多くの文化団体と協働で実施してきた。

また、「0 歳からのクラシックコンサート」や学校・福祉施設などへの出張コンサートなどの公益性の高い事業、及び、文化団体連絡会を立ち上げて、市内の子どもたちが様々な文化芸術に触れるイベントである「たからんまつり」を開催するなど、基本計画の理念に沿うとともに、多種多様で質の高い事業を展開してきた。

このように、文化芸術の振興は、文化施設での事業展開や管理運営だけにとどまらず、施設を拠点として、市民や各種団体、アーティストの創造的活動を支援し、文化芸術の裾野を広げていく取組の重要性が増している。このような取組を推進するためには、これまで文化財団が市民や文化団体等と築いてきた人的関係性の継続と発展が不可欠である。

(4) 人材育成について

文化財団は市が設立し、長年にわたり財団職員を文化芸術の専門家として育成しながら、当該 3 施設を基幹施設として文化芸術事業を展開してきた。現在、文化財団の事業の大半が当該基幹施設の管理運営業務であることから、今回、指定管理者に選定しなかった場合、活動基盤となる施設を失うこととなり、文化財団がこれまで育成してきた人材が散逸し、本市の文化芸術振興にとって大きな損失となる可能性がある。

また、平成 24 年(2012 年)6 月に国において施行された「劇場、音楽堂の活性化に関する法律」において、劇場、音楽堂等における専門的人材の養成・確保が地方自治体の責務として規定されるとともに、平成 25 年(2013 年)9 月に本市において施行された「宝塚市民の文化芸術に関する基本条例」においても、文化芸術活動に関する専門的団体の育成が市の努力義務として課されており、対応が求められるところである。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（抜粋）

（人材の養成及び確保等）

第 13 条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

宝塚市民の文化芸術に関する基本条例（抜粋）

（専門的団体の育成）

第 12 条 市は、文化芸術活動に関する専門的な知識、技術、経験等を有する団体の育成に努めるものとする。

一方、文化財団は、様々な文化団体の育成支援も行ってきており、「宝塚市交響楽団」「宝塚市吹奏楽団」「宝塚少年少女合唱団」などの文化団体も「音楽のあるまちづくり」に大きく貢献しており、継続した支援が必要である。

また、イベントスタッフとしての市民ボランティア団体「Face to Face」とともに、協働で事業を展開しながら、ボランティアの育成支援にも取り組んでいる。

さらに、「宝塚学検定」については、宝塚のまちの魅力を再発見し、故郷に対する理解や関心を深めてもらうことを目的として自主事業として実施しており、地域文化の学習機会の提供とシビックプライドの醸成などの事業展開にも継続的に取り組み、一般市民の地域文化への関心と知識の深化を促しているところである。

(5) ノウハウの蓄積等について

この 29 年間、「宝塚学検定」を始め、親子や家族で気軽に芸術に触れられる「たからんまつり」や子どもたちが芸術文化や伝統文化を体験できる、小学生等を対象とした

アウトリーチ事業、市民が古典芸能に親しめる「たからづか能」などの事業展開を行ってきた過程で培った、市民と音楽家、芸術家などの専門家や文化団体などをつなぎ、ネットワーク化してきたコーディネート能力を始めとして、本市の文化芸術振興の担い手として文化財団内で蓄積されてきたノウハウや育成してきた人材、文化団体や市民ボランティアとの関係性については、「創造力を育む 文化芸術の薫り高い 宝塚」を目指す本市として、今後も必要で貴重な財産である。

また、中学校部活動の地域移行についての方向性が国から示されており、本市においても今後具体的に取り組んでいくこととしている。文化財団はこれまで「劇団BIGMOUSE」や「こどもいけばな教室」「こども落語くらぶ」「ベガ ジュニア アンサンブル」など、子どもたちが継続的に文化活動に参加できる場を提供してきており、中学校の文化部活動の地域移行においても、これまで培ってきた音楽家や芸術家などの専門家や文化団体との関係性を活かし、指導者の確保やコーディネート支援などの一翼を担うことが期待されている。

(6) これまでの実績と評価について

文化財団は、設立以降継続して文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）の管理受託者及び指定管理者の役割を担い、長年に培われた実績やノウハウを有している。また、宝塚文化創造館についても、平成 23 年度(2011 年度)の開館準備段階から指定管理者として管理運営を行い、市民の文化活動の場として定着させてきた実績がある。

これまでの運営により、文化財団は当該 3 施設を熟知しており、引き続き安定した管理運営が望めることをはじめ、市民サービスを目的とした施設整備、備品の確保など、文化財団の負担で実施してきた実績もある。

また、文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）はモニタリングを開始した平成 22 年度(2010 年度)以降、宝塚文化創造館は平成 23 年度(2011 年度)の開館以降、いずれも総合評価はAとなっている。また、新型コロナの影響が生じる前までの施設の利用件数と稼働率は概ね上昇傾向にあり、利用者アンケートにおける満足度が高いことも含め、質の高い市民サービスの提供が確保されているものとして施設の管理運営は良好と評価している。

事業展開においては、「宝塚国際室内合唱コンクール」や「宝塚ベガ音楽コンクール」を、海外や全国から団体、音楽家が参加する、全国的に知名度のある事業にまで高めたことを始めとして、「音楽のあるまちづくり」に多大なる貢献をしてきた。また、市民の文化活動や鑑賞の機会などを充実させ、本市の文化水準を高めた功績も大きい。

さらに、宝塚文化創造館の管理運営においては、阪急電鉄株式会社との連携・調整が必要不可欠であるが、宝塚歌劇団演出家である岡田敬二氏が文化財団の副理事長であるとともに、当該施設の名誉館長であることから、阪急電鉄側との関係も良好で、歌劇OG等の歌劇団関係者との人脈も活かしながら「タカラヅカ・ノスタルジックコンサート」「歌劇シンポジウム」及び「すみれミュージアム」の展示などの事業展開についても施設の設置目的に沿ったもので、さらなる充実に努めている。

年度		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
文化施設	利用件数(件)	5,164	5,412	5,499	5,435	5,243	5,067	3,711	4,206
	稼働率(%)	46	48	49	51	51	44	35	41
	事業参加者(人)	43,836	42,114	41,283	37,625	39,146	26,806	7,244	21,205
	総合評価	A	A	A	A	A	A	A	A
文化創造館	利用件数(件)	987	1,051	1,162	1,416	1,385	1,261	943	1,235
	稼働率(%)	43	43	49	60	57	50	45	52
	事業参加者(人)	3,438	2,417	3,521	4,686	2,749	2,247	1,731	4,276
	展示室来館者(人)	12,521	9,848	7,208	7,417	7,722	7,416	4,417	6,679
	総合評価	A	A	A	A	A	A	A	A

(7) 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年(2020年)2月以降、公共施設についても新型コロナウイルス感染症への対応が必要となるとともに、文化芸術活動の中止や延期、自粛などの活動制限を強いられてきたこともあり、各種文化事業の来場者数や施設の利用状況にも大きな影響が生じ、当該対象施設の利用料金収入も減少しているところである。

このようなコロナ禍においても、文化財団は各種助成金等の新たな財源確保に取り組み、令和2年度(2020年度)決算における収支差額は△791千円、令和3年度(2021年度)決算における収支差額は10,587千円となっており、大幅な赤字を招くことなく持続可能な組織運営に努めている。

また、事業面においては、コロナ禍でも「文化の灯」が消えることのないよう、市内の文化芸術活動を行う個人・団体に対しコロナ禍の影響についてのアンケート調査を実施し、状況把握とニーズ調査に努めるとともに、市内の文化芸術団体と連携した「まちかど等にあるアート作品の紹介」や「宝塚学検定 WEB 模擬試験」などの事業をインターネットを活用して展開したほか、市内の小学生等を対象とした児童絵画コンクール「未来へのラブレター」や、同様に打撃を受けた地元商店街と連携したクラウドファンディングなどにも取り組んだ。令和3年度(2021年度)には、内容の調整を行いながら、令和2年度(2020年度)に中止・延期した「宝塚ベガ音楽コンクール」「宝塚国際室内合唱コンクール」「宝塚市展」「宝塚芸術展」などの各種文化事業を感染防止対策を講じて再開した。

さらに、コロナ禍の中で取り入れたオンラインに関するノウハウなどを活用し、公演のライブ配信、SNSやアーカイブ配信なども行い、無観客や対面実施との併用など感染状況や催しの内容に応じて展開した。これらのノウハウについては、ホール利用者や文化芸術団体支援にも活用している。

(8) 対象施設の役割について

文化施設（ベガ・ホール、ソリオホール）については単なる貸館施設ではなく、市民の芸術及び文化の向上に寄与することを目的としており、ベガ・ホールは音楽活動の場として、ソリオホールは多彩な文化活動の場として、それぞれ機能している。市民のための文化芸術の振興を総合的に展開するためには、文化財団がこれら 2 館の運営を一体的に連携させながら実施することで、その目的を達成することができると思う。

宝塚文化創造館については、宝塚歌劇が生み出した文化を礎とする舞台芸術を中心とした新たな文化活動の振興を目的としており、本市ならではの施設である特殊性も考慮し、上記のとおり文化財団による事業展開及び管理運営が最適であると思う。

(1)～(8)のとおり、文化財団は、本市の文化芸術施策の推進において必要不可欠な存在であり、今後も役割が大きくなると考えられる。また、公益財団法人としてアウトリーチ活動など多くの公益事業を実施しており、引き続き市民などと協働で安定した事業を展開していくには、基盤となる施設も必要である。

基盤となる施設の運営を行うことにより、文化財団において長期的な事業展開と組織の安定化による優秀な人材の確保が可能となることから、より理想的な施設の管理運営と事業展開の実現を目指すことができる。一方、市においても、指定管理者制度のメリットを活かすことで、市民サービスの向上とコスト削減を文化財団に求め、文化芸術振興を図っていくことが可能となる。

5 文化芸術センターの指定管理者の選定について

令和 2 年（2020 年）6 月に開館した文化芸術センターについては、文化芸術活動の拠点施設であるとともに、文化芸術振興のみならず庭園を活用した事業展開や管理運営なども実施し、市外からも多くの来訪者を迎えて、周辺施設との相乗効果なども含めて賑わいを創出していくことなどが同施設の目指すべき姿である。

令和 2 年（2020 年）のコロナ禍において、開館が 2 ヶ月程度延び、入館制限がある中でスタートしたが、最近になり、ようやく賑わい創出などの効果が出始めている。今後も民間事業者が持つアイデアや幅広いネットワークなどを最大限に活用することで、多様なニーズへの対応、創意工夫に富んだプログラムの提供、柔軟で効率的な維持管理につなげることを期待し、同センターの管理運営については、引き続き公募により指定管理者の選定を行う予定である。